

2012年12月

3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo
105-0014
Tel (03) 3769-6791
Fax (03) 3769-6792

32 Akashi Machi, Chuo-ku, Kobe
650-0037
Tel (078) 322 2770

メンバー各位

事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付けの欧州議会および欧州理事会の「規則(PLR)」(EC)392/2009号の施行

Entry into force of the Regulation (EC) No 392/2009 of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the Liability of Carriers of Passengers by Sea in the Event of Accidents (the “PLR”)

先の2012年12月付けサーキュラーでは、本「規則」(英語版では「PLR」と表記)が、欧州連合(EU)および欧州経済領域(EEA)のすべての加盟国で2012年12月31日から適用されることをお伝えした。「規則」は本来、「2002年議定書により改正された、1974年の旅客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約」(「条約」)の重要規定を、戦争危険を対象とする「『条約』実施に向けた2006年のIMO留保条項とガイドライン」(「ガイドライン」)とともに実施するものだ。

同サーキュラーでは、「規則」第7条により、運送人と履行運送人(performing carrier)は「規則」に基づく船客の権利を説明するための情報提供を義務づけられることになり、さらには運送人と履行運送人がそのために公表すべき情報の概要を欧州委員会が発表する予定であること、をお知らせした。今般、この情報の概要が発表され、その写しをここに添付するが(訳注:「概要」の翻訳は省略させていただきます)、以下のリンクでもご覧いただける。

http://ec.europa.eu/transport/themes/passengers/maritime/index_en.htm

これまで各位には、「規則」の対象船は「規則」要件を満たす保険を確保し、その保険が有効であることの証拠とするための、EU・EEA加盟国発給の証明書を取得する必要があることをお伝えしている。

EU・EEA加盟国に登録された船舶の運航者は、自船の証明書を当該登録国から取得すれば、それはEU・EEA加盟国のいずれの港やターミナルに入る場合であっても保険の証拠として認められる。

EU・EEA非加盟国の登録船については、加盟各国と密接な連絡を保っている国際グループ(IG)の理解では、ドイツがそれらの船舶に対する証明書を発給することに同意しており、それはすべてのEU諸港を訪れる予定の船舶に対してであってドイツ寄港船に限定されないとのことだ。さらにはイギリス¹、フランス、スペイン、オランダ、ポーランド、キプロス、ベルギー²、スウェーデン³など、いくつかのEU・EEA加盟諸国が、2012年12月31日以降に同国に寄港するそれらの船舶に対して証明書を発給することもIGは理解している。

¹ イギリスは同国登録船の申し込みを優先する。その次の優先順位は英国諸港を訪れるEU・EEA非加盟国登録船となるが、その他のEU諸港を訪れるそれらの船舶については、英国海事沿岸警備局に処理能力があれば証書は発給されるが、2012年12月31日の「規則」実施に向けてそれができるかどうかは不明。

² ただし、船主または船舶運航者がベルギー国内に住居または事務所を有し、船舶登録国からの要請も提出されることを条件とする。

³ スウェーデンに対するそのような船舶についての申し込みは、本船到着の30日前に行なわれるべきこと。

上述のEU・EEA加盟国の各連絡先はクラブからお伝えできる。

IG加盟各クラブから同様のサーキュラーが発行される。

以上

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

本サーキュラーはすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

本サーキュラーは専用バインダー Section 1- Generalにお綴じ下さい。